

## 上白水近隣商業地区地区計画（計画書）

当初決定告示年月日 平成4年12月21日（春日市告示第 95号）  
最終変更告示年月日 平成23年9月30日（春日市告示第106号）

名 称	上白水近隣商業地区地区計画		
位 置	春日市上白水三丁目、上白水四丁目及び白水ヶ丘四丁目		
面 積	約3.2ha		
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>本区域は、市の南西部に位置し、周辺地域が戸建住宅及び中層集合住宅を中心とした良好な市街地として発展を続けるなかで、地域の生活の中心的役割を担っている。</p> <p>そこで、生活に関連する機能の集積を図るとともに、建築物等の規制・誘導を行い、周辺住宅地との調和に配慮した市街地の環境形成を目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>本地区は、近隣住民の生活に関連した商業・業務サービス施設の集積を図り、地域の活性化を促進する。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>住宅地の中心地区にふさわしく、街の活気と快適な街並み空間を創出するため、将来地区の骨格となる都市計画道路3・4・75白水線及び3・4・138大土居下の原線の整備を促進する。さらに、建物の用途、意匠等の制限を行い、地区内の既存の住宅及び隣接する住宅地との調和を図る。</p>	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 倉庫業を営む倉庫</li> <li>二 パチンコ屋又はこれに類するもの</li> <li>三 ホテル又は旅館</li> <li>四 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの（店舗サービスに関連して店舗に付随する工場を除く。）</li> </ol>
		建築物の意匠の制限	<p>道路に面する建築物の外壁、若しくはこれに代わる柱の色彩は、周辺市街地との調和に配慮した落ち着いた色調にするものとする。</p>
		建築物の壁面の位置の制限	<p>都市計画道路3・4・75白水線及び3・4・138大土居下の原線に隣接する敷地に建築する建築物の壁面の位置は、当該道路から1m以上後退させるものとする。</p>

「区域は計画図表示のとおり」